

会津若松市日新町ほか地区

令和4年度作業の流れ(1年目作業)

令和4年8月

令和4・5年度登記所備付地図作成作業

○作業受託者:

公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)

令和4年9月～令和5年3月頃

○準備作業(各種資料の収集及び検討)

○計画機関:法務局 作業機関:公嘱協会

- ・筆界の特定要素となるような資料の収集
- ・関係官公署等との打合せ

令和4年10月～令和5年2月頃

○基準点測量・標識設置作業

○作業機関:公嘱協会

地図作成の骨組みとなる大切な測量で、2年目作業において、土地所有者の皆様に立会いをしていただいた後に各土地の測量を行う一筆地測量のよりどころとなるものです。

作業実施地区内及びその周辺に設置された公共基準点を基に、地区内の道路等に基準点(2級及び4級)標識を設置し、測量します。

基準点標識は、基本的には道路等に設置することとしていますが、私有地(宅地・農地(田・畑)の畦畔等)に設置せざるを得ない場合がございます。

私有地に基準点標識を設置する場合には、事前に所有者の方の承諾を得て設置することとしておりますが、所有者が確認できない場合でも、作業進捗の都合上設置させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承いただきますよう、お願い申し上げます。

○所有者説明会

○計画機関:法務局 作業機関:公嘱協会

土地所有者の皆様により深く作業内容を御理解いただくために、「所有者説明会」の開催をしているところですが、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の動向が見通せない状況のため、土地所有者等の皆様の安心・安全を第一に考え、説明会を中止とし説明資料の送付へ振替させていただきます。

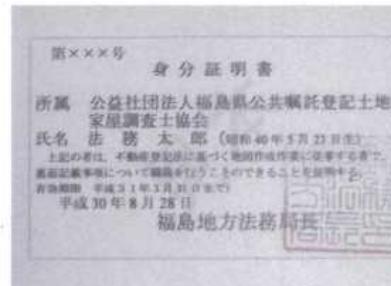
○公益社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは?

土地家屋調査士法第63条の規定するところにより、「官庁、公署、その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」とする公益法人として設立された組織です。

○身分証明書の携帯及び腕章の着用について

登記所備付地図作成作業に従事する者は、福島地方法務局長が発行する身分証明書を携帯するとともに、法務局の腕章を着用して作業を行います。

《身分証明書》



《腕章》



《作業用ベスト》



会津若松市日新町ほか地区

令和5年度作業の流れ(2年目作業)

令和5年1月頃～5月頃

○現地事前調査・現況測量

○作業機関:公団協会

1年目作業に引き続き、関係官公署及び土地所有者の皆様等の御協力をいただきながら、おおむね土地の配列に従って一筆ごとにその境界を確認し、境界標の探索、所有者・地番・地目の確認、利用状況等を調査します。

この作業においては、私有地に立ち入らせていただく場合や、所有者の確認のためにお声掛けさせていただく場合もありますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和5年5月～7月頃

○一筆地調査(境界立会い)

○作業機関:公団協会

作業実施地区内の土地所有者又はその代理人の方に立会いをしていただき、一筆ごとに境界や地番・地目等を確認させていただきます。



重要

土地所有者又はその代理人の方の立会いは、非常に重要な作業となります。たとえ区画がはっきりしていて問題がないと思われる場合でも、立会いは必要となります。立会いの日時等は事前にお知らせしますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

皆様が認識する土地の筆界線が隣接土地所有者の方の認識と一致しない場合や、立会いがない場合は、地図に筆界線を引くことができず、「**筆界未定地**」として処理せざるを得ない場合があります。



令和5年7月～10月頃

○一筆地測量

○作業機関:公団協会

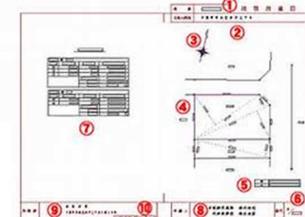
一筆地調査(境界立会い)が終了し、一筆ごとの境界が確定次第、測量を実施させていただきます。測量に際して、土地所有者又はその代理人の皆様の立会いは不要です。

令和5年11月～12月頃

○実測図の送付

○計画機関:法務局 作業機関:公団協会
一筆ごとの測量が終了しますと、土地所有者の皆様に実測図とともに縦覧の案内を送付させていただきます。

実測図には、本作業の成果による測量成果及び地目等が記載されていますので、内容を御確認願います。



令和5年12月

○縦 覧

○計画機関:法務局 作業機関:公団協会

測量の結果に基づいて作成した図面を一定期間皆様に確認していただき、仮に、間違いや疑問な点があれば申し出させていただきます。
送付させていただく実測図の内容に御質問等がある場合は、縦覧会場にお越しください。
御質問等がなければ来場は、不要です。



令和6年1月～3月

○職権登記

○作業機関:法務局

調査・測量の結果、地目や地積(面積)が登記記録と一致しない土地については、登記官が今回の成果に基づいて職権で登記を行います。



また、今回の作業により作成された地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

○測量の費用について

測量に必要な経費については、個人負担はありません。
ただし、境界確認の際に立会っていただくための交通費などの経費は個人負担となります。
なお、境界が確定した土地の各境界には、金属プレートや金属鉢などの境界標識を無償で設置しますが、それ以外のコンクリート杭等の標識は、有償での設置となります。